

「暮らしに変化を創出させる ICT 推進計画」実現に伴う事業
公募型プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 業務名

「暮らしに変化を創出させる ICT 推進計画」実現に伴う事業

(2) 事業の目的

当該業務は、本村の ICT に関する実態を調査するとともに、調査結果に基づいた推進計画を作成し、自治体・住民が、豊かさの向上に向けて常に考え、動き続けている状態に向けた事業を実施することで、暮らしに変化を創出させ、地域を継続し発展させていくことを目的とする。

(3) 事業内容

「暮らしに変化を創出させる ICT 推進計画」実現に伴う事業仕様書（以下「仕様書」という。）に基づく。

(4) 業務期間

契約締結の日から 2021 年 3 月 31 日まで

2 事業規模（上限額）

30,287,000 円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※見積金額には、仕様書に記載の事業を達成するために必要な経費とし、委託費として事業費、人件費、管理費など費用区分毎に記載して、その合計金額を見積もってください。

3 企画提案者の決定方法

公募型

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではなく、選定後には、候補者と村は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。

この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。14 日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて村と交渉を行うこととなります。

ただし、交渉の結果をもとに、企業版ふるさと納税による財源確保にかかる取組を発注者が最大 30 日間実施し、企業版ふるさと納税を活用した財源確保ができた場合に限り、発注することとする点に留意すること。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。次に掲げる全てに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 日高村入札参加資格者等指名停止措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (3) 日高村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号の規程に該当しない者
- (4) 提案書受付期間において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法に基づく民事再生手続き開始申し立てがなされていない者
- (5) 提案者はグループ会社を含む本事業における相当の実績を保持している者
- (6) 提案者においては品質管理体制を整備し、全省統一資格B等級以上保有していること。

6 質疑と回答

質疑は、令和2年3月19日(木)までに別紙様式2により持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）もしくはFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（別紙様式1）に資格要件の確認書類を添えて申込を受け付けます。申込に当たって提出される書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

提出書類の名称	規格	提出部数
参加申込書（別紙様式1）	A4縦	正本 1部
法人概要書（任意様式）	A4縦	正本 1部
5（5）に該当する主な実績一覧表（任意様式）	A4縦	正本 1部

(1) 参加申込

本事業の企画提案に参加を希望するものは、以下の要領にて参加表明を行うこと。

① 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和2年3月24日(火) 午後5時(必着)

③ 提出先

〒781-2194 高知県高岡郡日高村本郷6-1-1

日高村役場 企画課 TEL: 0889-24-5126

(2) 資格要件の確認

日高村役場企画課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和2年3月26日(木)までに申込者へ電子メールにて通知します。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

様式は任意とするが、提出書類はすべてA4とする。ただし、やむを得ない場合は、A3サイズを片袖折にし、A4サイズとすることも可とする。

また、別紙「暮らしに変化を創出させる ICT 推進計画」実現に伴う事業 仕様書」をもとに、次の事項に対する回答（提案）を盛り込んだ形式とする。

ア. 本事業における理解

イ. 企画・提案（別紙審査要領の審査項目に基づき、審査可能な内容となるよう努めること）

ウ. 各事業提案に対するスケジュール（3か年分（概要）＋事業年度分（詳細））

エ. 各事業における類似の過去実績

オ. 経費等を含めた見積もり金額

② 見積書（任意様式）

※見積金額は、消費税を含む額とし、見積の内容及び内訳を記載すること。（2を参照）

※見積金額は、令和2年度分について提出

（事業計画全体にかかる見積金額について、提出可能であれば参考資料として提出すること）

※事業者の代表印を押印すること。

(2) 留意事項

① 企画提案書等は1者1提案まで

② 企画提案書等に用いる文言は、専門知識を有しない者でも理解できるよう留意すること。

③ 他者の代理による提出は、基本的に認めない。

(3) 提出方法

郵便・宅配便で提出を受け付ける（直接持参も可）。

(4) 提出部数

① 企画提案書 10部

② 見積書 1部

(5) 提出期限

令和2年3月30日（月）午後5時必着

(6) 提出先

〒781-2194 高知県高岡郡日高村本郷6-1-1

日高村役場 企画課 TEL 0889-24-5126

9 審査

別途定める「暮らしに変化を創出させる ICT 推進計画」実現に伴う事業委託業務プロポーザル審査要領」のとおり。

10 審査結果の通知

審査結果は、令和2年4月7日（火）までに、全ての参加者に電子メールで通知します。

1 1 日程（予定）

- 令和2年3月13日（金） 募集要領の公示
- 令和2年3月19日（木） 質問の受付締切 午後5時（必着）
- 令和2年3月24日（火） 参加申込及び資格確認書類の提出締切
- 令和2年3月30日（水） 企画提案書の提出締切
- 令和2年4月 2日（木） 審査委員会予定（プレゼンテーション）
- 令和2年4月 7日（火） 審査結果通知

※新型コロナウイルス感染症の影響により、審査委員会以降の日程については、状況を見て調整をする。参加者については、審査委員会前に別途確定事項について連絡をする。

1 2 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（役場内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

1 3 問合せ先

日高村役場 企画課

担当者 安岡

T E L 0889-24-5126

F A X 0889-24-5250-

E-mail kikaku@vill.hidaka.kochi.jp

1 4 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の日高村との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。